

第8号の2様式（第10条の2関係）

個人情報ファイル簿

令和5年4月1日

個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当等ファイル
行政機関等の名称	東京都板橋区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども家庭部 子育て支援課 担当 子どもの手当医療係 電話番号 03（3579）2477
個人情報ファイルの利用目的	<p>児童手当は、児童手当法に基づき、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする」制度（同法第1条）である。</p> <p>児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づき、「父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする」制度（同法第1条）である。</p> <p>児童育成手当は、東京都板橋区児童育成手当条例に基づき、「児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」制度（同条例第1条）である。</p> <p>特別児童扶養手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、「精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする」制度（同法第1条）である。</p> <p>各手当の支給等の事務を適切に実施するために情報を利用し、保管している。</p>
記録項目	1 氏名 2 生年月日 3 性別 4 住所 5 続柄 6 整理番号 (児・育・扶・未扶子給・育給・ひ給・都・新給・低給(ひ)・低給(ひ以外)・子支給・い) 7 証書番号 (扶・特・未扶・ひ給・低給(ひ)・低給(ひ以外)) 8 同居・別居 (児・育・扶・育給・ひ給・新給) 9 監護の有無 (児・育・育給・新給) 10 生計関係 (児・育・育給・新給) 11 該当日 (児・育・扶・育給・ひ給・新給・低給(ひ)・低給(ひ以外)・子支給) 12 非該当日 (児・育・扶・育給・ひ給・新給・低給(ひ)・低給(ひ以外)・子支給) 13 区分 (児・育・扶・子給・育給・ひ給・新給・低給)

	(ひ)・低給(ひ以外)・子支給・い)
14	支給開始月(児・育・扶・育給・ひ給・新給・低給(ひ以外)・い)
15	支給対象児童数(児・育・扶・子給・育給・ひ給、新給・低給(ひ)・低給(ひ以外)・子支給・い)
16	支給月額(児・育・扶・育給・ひ給・新給・低給(ひ)・低給(ひ以外)・子支給・い)
17	電話番号(児・育・扶・未扶・子給・育給・ひ給、新給・低給(ひ)・低給(ひ以外)・子支給・い)
18	配偶者の有無(児・育・育給・新給・子支給・い)
19	振込先(児・育・扶・未扶・子給・育給・ひ給・新給・低給(ひ)・低給(ひ以外)・子支給・い)
20	所得情報
21	手当申請年月日
22	非該当理由(児・育・扶・子給・育給・ひ給・新給・低給(ひ)・低給(ひ以外)・子支給・い)
23	手当支払情報(児・育・扶・未扶・子給・育給・ひ給・新給・低給(ひ)・低給(ひ以外)・子支給・い)
24	加入年金(児・育・扶・特・ひ給)
25	年金等の金額(扶・ひ給)
26	変更届年月日(児・育・扶・特・子給・育給・ひ給・新給・低給(ひ)・低給(ひ以外)・子支給・い)
27	処理年月日(児・育・扶・子給・育給・ひ給・新給・低給(ひ)・低給(ひ以外)・子支給・い)
28	差止日(児・育・扶・育給・ひ給)
29	差止理由(児・育・扶・育給・ひ給・新給)
30	解除日(児・育・扶・育給・ひ給・新給)
31	年金受給の有無(扶・特・ひ給)
32	抹消理由(扶・特・ひ給)
33	届区分(扶・特・ひ給・低給(ひ)・子支給・い)
34	届区分別整理番号(扶・特・ひ給)
35	進達日(扶・特・ひ給)
36	決定日(扶・特・未扶・子給・ひ給・低給(ひ)・低給(ひ以外)・子支給・い)
37	決定結果(扶・特・未扶・子給・ひ給・低給(ひ)・低給(ひ以外)・子支給・い)
38	結果受領日(扶・特・ひ給)
39	返付日(扶・特・ひ給)
40	返付理由(扶・特・ひ給)
41	有期年月(特・扶・ひ給)
42	支払停止情報(扶・特・ひ給)
43	所得の適否(扶・特・ひ給)
44	該当事由(扶・ひ給)
45	特児等級(特・扶・ひ給)

	46 有期区分（児・育・扶・特・育給・ひ給） 47 異動事由 48 認定年月日（児・育・扶・特・育給・ひ給・新給・低給（ひ）・低給（ひ以外）） 49 住所要件の有無 50 資格継続の有無（児・育・扶・特・育給・ひ給・新給） 51 転入元 52 児童の障害の有無（児・育・扶・特・育給・ひ給・新給） 53 父母の障害（児・育・扶・特・育給・ひ給） 54 養育費の額（児・育・扶・特・ひ給） 55 区民となった日（児・育・扶・特・育給・ひ給・新給・低給（ひ）・低給（ひ以外）・い） 56 在留資格（児・育・扶・特・育給・ひ給・新給・低給（ひ）・低給（ひ以外））
記録範囲	児童手当等・児童扶養手当・児童育成手当・特別児童扶養手当の申請書・届出書等を提出した者、配偶者、監護する子ども、扶養義務者（受給中の者、直近5年度以内に資格喪失した者）
記録情報の収集方法	<p>収集の相手方：児童手当等・児童扶養手当・児童育成手当・特別児童扶養手当の申請書・届出書等を提出する本人、板橋区戸籍住民課、板橋区国保年金課、板橋区課税課、板橋区予防対策課、板橋区各福祉事務所、他自治体の住民基本台帳主管課、他自治体の住民税主管課、日本年金機構</p> <p>収集の手段：窓口申請（紙）、郵送申請（紙）、ぴったりサービスによる電子申請（電磁的記録）、国民健康保険システム（税・医療システム）の参照、個人住民税システム（税・医療システム）の参照、障がい者福祉システム（福祉総合システム）の参照、生活保護システム（福祉総合システム）の参照、情報提供ネットワークシステムによる情報連携（住民基本台帳、住民税、年金）により収集</p>
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<p><input type="checkbox"/>含む（上記記録項目の番号）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>含まない</p>
記録情報の 経常的提供先	<p><input checked="" type="checkbox"/>あり（経常的提供先 板橋区教育委員会事務局学務課、東京都水道局板橋営業所（児童扶養手当・特別児童扶養手当のみ）、封入封緘受託事業者（児童手当・児童育成手当・児童扶養手当のみ）</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p>
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	<p>東京都板橋区総務部区政情報課</p> <p>〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1</p>

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<input type="checkbox"/> あり (他の法令の規定) <input checked="" type="checkbox"/> なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考	業務の名称	児童福祉手当に関する業務
	ファイルに記録される本人の数	約 2,000 人
	その他	

項目中の()内、児:児童手当、育:児童育成手当、扶:児童扶養手当、特:特別児童扶養手当、
 未扶:未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金、子育:子育て世

帶への臨時特別給付金、育給:板橋区児童育成手当臨時特別給付金、ひ給:板橋区ひとり親世帯臨時特別給付金、都:東京都が実施する児童福祉関係業務への協力、新給:板橋区新生児臨時特別給付金

低給(ひ):板橋区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)、低給(ひ以外):板橋区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)、子支給:令和3年度板橋区子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)、い:いたばし子育て支援臨時給付金

育 ……児童育成手当ファイル
扶 ……児童扶養手当ファイル
特 ……特別児童扶養手当等ファイル
上記以外…児童手当等ファイル